

令和5年度第1回いじめ防止対策推進委員会 概要

1 日時 令和5年10月25日(水) 午前10時から正午

2 場所 京都府庁3号館第1会議室 (Web会議)

3 出席者

【委員】6名 (欠席1)

【府教委】教育監、学校教育課長、高校教育課長、他

【傍聴者】なし

4 概要

1 開会

2 説明事項

(1) 前回委員会の概要について

※説明：配付資料参照、○は委員、●は事務局

(2) 令和5年度京都府いじめ調査（1回目）結果について

<主な意見>

○10月に出された文部科学省の問題行動等調査（児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査）に対して、府としてどのように評価しているのか。

●京都府はこれまで、1000人当たりの認知件数において、常に国よりも多い水準で

推移している。学校現場において、いじめを一つも取りこぼすことなく発見するということを徹底してきた結果と捉えている。

●今後、認知したいじめを重大化させず、解消に向けて取り組むことが重要だと認識している。

○過去には、いじめ認知件数は全国でも1番多いぐらいであった。委員会としてはむしろ認知件数が下がることに危惧がある。例えば、生徒指導案件が増えているが、そういった案件をいじめの視点から捉えることができているのか。いじめ調査は子どもたちにとって本当に過ごしやすい学校や生き様を確保できているのかを明らかにすることにもつながっていくものである。

○いじめの認知件数が下がってきたことをどう評価するのは難しいところである。肯定的に捉えればいじめが減ってきたと言えるが、否定的な見方をすれば感度が下がっているとも捉えられる。後者のようなことでないように対応していただきたい。

○小中学校での解消の割合が低い、厳しい目で見ても安易に解消と判断しなくなったのか、それとも解消が難しくなったのか。また、いじめ調査の結果などについて、市町の教育委員会がどのように分析・検討しているのか。

●いじめの解消については、昨年度の委員会での議論を踏まえ、実施上の留意点の中で見守りや解消の判断は表面的に苦痛を感じていないように見えるだけで安易に判断しないよう注意喚起を行った。また、生徒指導関係の説明会等でも各市町や学校に強調して伝えてきている。その結果として、安易に解消とする案件が減ったと捉えている。いじめ調査についての分析・検討については、まず学校のいじめ防止会議の中で調査結果を分析している。その結果を踏まえて教育局や市町教育委員会で生徒指導の在り方も含めて検討している。

- 市町や学校での分析については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職やデータを分析できる人材などが必要だと感じている。
- 各市町教育委員会でのいじめ防止対策推進委員会の開催状況について、府の方ではどのように把握しているのか。
- 詳細を把握しているわけではないが、年に2回程度開催し、いじめ調査の分析や今後の対応について検討していると認識している。今後、府として各市町の取組状況について丁寧にフォローしていきたいと考えている。
- いじめの背景に家庭の事情や虐待があるケースが、いじめとして扱われていないことがある。いじめ調査の中でその辺を注意喚起した上で、解消に向けた努力をしていく必要がある。
- 担任を始めとした現場の教職員は非常に努力されており、その中で倒れてしまうケースもある。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも含めて学校ぐるみで教員を支えていく必要がある。
- いじめの問題の根本には虐待や不登校、発達の問題や家庭の問題などが複合的にある場合も多いと考えている。調査においては、児童生徒が抱える様々な背景に関わらず、「嫌な思いをしたこと」があればいじめとして扱うことになっている。ただ、他の問題の方に焦点が行ってしまい、いじめとして扱われないケースについて、今後の調査の中で注意喚起を行っていく。
- いじめに関わらず、あらゆる生徒指導の問題を、担任1人に対応させるのではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなど様々な専門家の知見を活用し、チーム学校として対応していくことが重要であり、これまでも府として発信してきたが、今後もさらに徹底していく。
- 未調査者の数が減少したという報告について、ハードなスケジュールの中で現場

の先生方が家庭訪問などにより調査をしていることに敬服している。未調査者をいかにきっちり調べていくかということが、いじめ対策を考えていくときに大事である。保護者に本人への聞き取りを依頼する、フリースクールと連携をしながら調査を行う、学校が保護者や本人に会えない場合はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにも調査に協力してもらうなど、調査の方法に柔軟性を持たせることで色々な手立てが取れると感じている。

●誰一人取り残さない教育を進めていくという点で未調査者を減らすことは非常に大事だと考えている。特に、しんどい思いを抱えているかもしれないのに未調査となっている子どもについては0にしなければいけない。ご指摘いただいたような、保護者経由での調査や、フリースクールとの連携なども含めて、府として取組の形を提示していきたい。

○教職員とともに子どもたちをサポートしていく人材について、例えば退職した校長先生など、時間的にも余裕があり、現役の先生方を助けたいという気持ちを強く持っている方もいる。学校との関係が難しい家庭であればそうした退職教員やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係を築いていけるのではないかと。具体的な人材候補の案があれば教えてほしい。

●人材面では、スクールカウンセラーは府内全小中学校に配置している。スクールソーシャルワーカーは、配置と派遣による巡回も含めると全小中学校に入ってもらっている。スクールカウンセラーの業務として、これまではカウンセリングを中心に行っていたが、今年度からは教職員の支援や研修などにも取り組んでいけるようにしている。スクールソーシャルワーカーは、京都府では退職教員にも入ってもらい、各学校の管理職や生徒指導担当、担任などにアドバイスしてもらっているところである。それ以外に、退職した教員を加配教員として勤務している

場合もあり、そういった方々の力を借りながら担任任せにせずに調査をしていくことが大事になってくると思っている。次年度以降の具体的な進め方については今後検討していきたい。

○未調査となっている児童生徒・保護者へのアプローチについては、担任や教員任せではなく、チーム学校としてアセスメントを行い、どういう点に留意して、どこに配慮して行うかを検討する必要がある。アセスメントについては改訂された生徒指導提要でBPS（Bio-Psycho-Social）モデルで行うように記載されており、医療との連携等も図りながら進めていく必要がある。

○いじめは表象的な事象であり、その背景にどのような問題があり、子どもと家庭をめぐってどのようなことが起こっているのかをしっかりと把握することが支援のスタートラインである。いじめの対応においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをさらに活用すべきである。多様な問題を抱える児童生徒や保護者に対して、社会福祉的な視点が必要不可欠である。学校は本当に大事な場所であり、現場の先生方を助ける意味でも、スクールソーシャルワーカーの配置を充実させていただきたい。

●いじめの事象を認知することも大事だが、その根本にある課題への対応をどうしていくのか、専門家の知見を活用しながら取り組んでいくことが重要だと考えている。また、生徒指導提要で言われている発達支持的生徒指導や心理的安全性といった土壌の部分も含めてしっかりと児童生徒と保護者を支えていくことが大事だと考えている。

●スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置の充実については、京都府教育委員会としても、予算要求の中で訴えていきたいと考えている。

○高校でスマートフォンやSNSによるいじめが減り、その理由が情報モラル教育な

どによるリテラシーの向上があったという点は非常に素晴らしいと感じている。

4 重大事態について

<非公開>